

災害医療コーディネーター活動要領の概要

- 大規模災害時に、被災地域において適切に保健医療活動の総合調整が行われるよう、災害医療コーディネーターの運用、活動内容等について定めたものである。

■ 災害医療コーディネーター*とは

- * 災害医療コーディネーターのうち、都道府県の保健医療調整本部に配置される者を都道府県災害医療コーディネーター、保健所又は市町村における保健医療活動の調整等を担う本部に配置される者を地域災害医療コーディネーターと呼称する。
- 災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、**保健医療調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県により任命された者である。**
 - 平常時から当該都道府県における医療提供体制に精通しており、専門的な研修を受け、災害対応を担う関係機関等と連携を構築している者が望ましい。

■ 活動要領の内容

第1 概要

- 1 背景
- 2 本要領の位置付け
- 3 用語の定義
- 4 災害医療コーディネーターとは
- 5 運用の基本方針

第2 平常時の準備

- 1 運用に係る計画の策定
- 2 任命及び協定
- 3 災害医療コーディネーターの業務
 - 災害医療コーディネーターは、以下の事項について、助言を行う。
 - (1) 平常時の医療提供体制等を踏まえた、災害時における医療提供体制の構築（都道府県の地域防災計画及び医療計画の改定等）
 - (2) 都道府県による関係学会、関係団体又は関係業者との連携の構築
 - 4 研修、訓練等の実施
 - 5 EMISの活用のための準備

第3 災害時の活動

1 災害医療コーディネーターの招集、配置、運用

被災都道府県は、

- 都道府県災害対策本部の下に、**保健医療調整本部**を設置し、都道府県災害医療コーディネーターを配置する。
- 地域における保健医療活動の調整等が円滑に行われるよう、
 - 一 必要に応じて**保健所**に地域災害医療コーディネーターを配置する。
 - 一 地域の実情や災害の規模等を踏まえて、市町村と協議を行い、必要に応じて**市町村**に地域災害医療コーディネーターを配置することができる。

(注) 保健所又は市町村における保健医療活動の調整等を担う本部

2 災害医療コーディネーターの業務

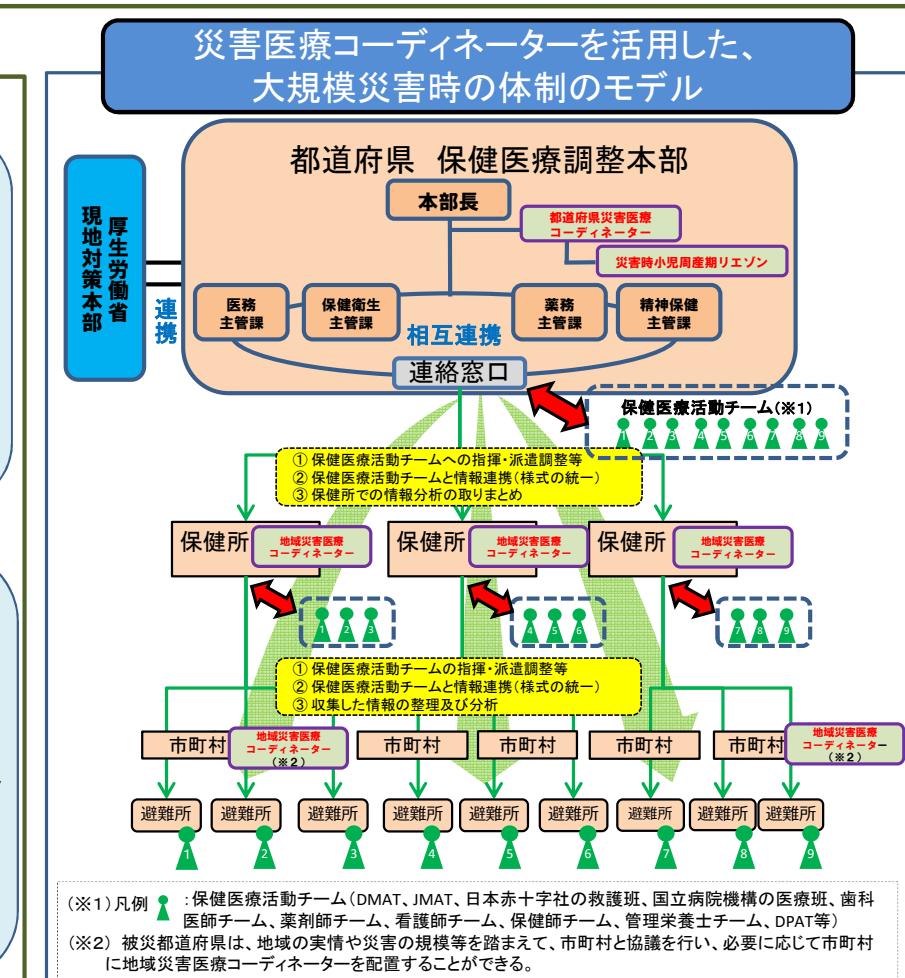
- 災害医療コーディネーターは、以下の事項について、助言及び調整の支援を行う。
- (1) 組織体制の構築
 - (2) 被災情報等の収集、分析、対応策の立案
 - (3) 保健医療活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援の調整
 - (4) 患者等の搬送の調整
 - (5) 記録の作成及び保存並びに共有

3 災害医療コーディネーターの活動の終了

第4 費用の支弁と補償

都道府県は、災害医療コーディネーターとの事前の協定に基づいた費用支弁を行う。

災害医療コーディネーターを活用した、大規模災害時の体制のモデル



「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」(平成29年7月5日付け科発0705第3号・医政発0705第4号・健発0705第6号・薬生発0705第1号・障発0705第2号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長及び社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)より引用・改変

災害時小児周産期リエゾン活動要領の概要

○ 大規模災害時に、被災地域において適切に保健医療活動の総合調整が行われるよう、災害時小児周産期リエゾンの運用、活動内容等について定めたものである。

■ 災害時小児周産期リエゾンとは

- 災害時に、都道府県が**小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整**を適かつ円滑に行えるよう、**保健医療調整本部**において、**被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等**に係る助言及び支援を行う**都道府県災害医療コーディネーター**をサポートすることを目的として、都道府県により任命された者である。
- 平常時から当該都道府県における**小児・周産期医療提供体制**に精通しており、専門的な研修を受け、災害対応を担う関係機関等と連携を構築している者が望ましい。

■ 活動要領の内容

第1 概要

- 1 背景
- 2 本要領の位置付け
- 3 用語の定義
- 4 災害時小児周産期リエゾンとは
- 5 運用の基本方針

第2 平常時の準備

- 1 運用に係る計画の策定
- 2 任命及び協定
- 3 災害時小児周産期リエゾンの業務
災害時小児周産期リエゾンは、以下の事項について、助言を行う。
 - (1) 平常時の医療提供体制等を踏まえた、災害時における医療提供体制の構築（都道府県の地域防災計画及び医療計画の改定等）
 - (2) 都道府県による関係学会、関係団体又は関係業者との連携の構築
- 4 研修、訓練等の実施
- 5 EMIS等の活用のための準備

第3 災害時の活動

1 災害時小児周産期リエゾンの招集、配置、運用

被災都道府県は、都道府県災害対策本部の下に、**保健医療調整本部**を設置し、災害時小児周産期リエゾンを配置する。

2 災害時小児周産期リエゾンの業務

災害時小児周産期リエゾンは、以下の事項について、**都道府県災害医療コーディネーター***とともに、助言及び調整の支援を行う。

- (1) 組織体制の構築
- (2) 被災情報等の収集、分析、対応策の立案
- (3) 保健医療活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援の調整
- (4) 患者等の搬送の調整
- (5) 記録の作成及び保存並びに共有

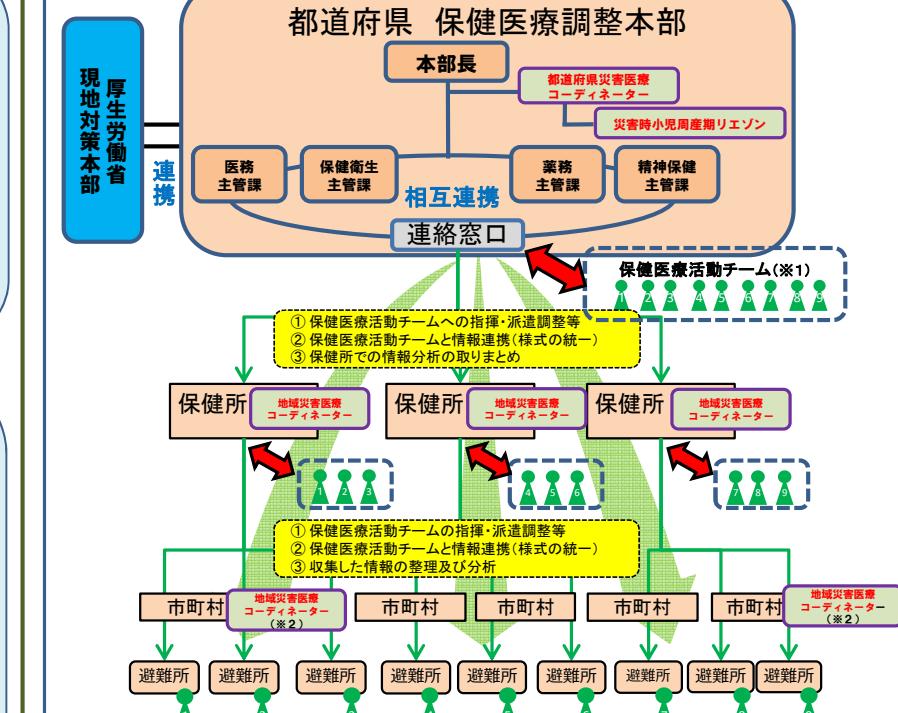
3 災害時小児周産期リエゾンの活動の終了

* 災害医療コーディネーターのうち、都道府県の保健医療調整本部に配置される者は**都道府県災害医療コーディネーター**、保健所又は市町村における保健医療活動の調整等を担う本部に配置される者は**地域災害医療コーディネーター**と呼称する。

第4 費用の支弁と補償

都道府県は、災害時小児周産期リエゾンとの事前の協定に基づいた費用支弁を行う。

災害時小児周産期リエゾンを活用した、大規模災害時の体制のモデル



(※1) 凡例 例 : 保健医療活動チーム (DMAT, JMAT, 日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT等)
(※2) 被災都道府県は、地域の実情や災害の規模等を踏まえて、市町村と協議を行い、必要に応じて市町村に地域災害医療コーディネーターを配置することができる。

「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」(平成29年7月5日付け科発0705第3号・医政発0705第4号・健発0705第6号・薬生発0705第1号・障発0705第2号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長及び社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)より引用・改変

災害時における被災地外からの医療・保健に関するチームの一例

